

## DCM 通信サービスに関する重要事項説明書(新旧表)

(「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」、「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN」(2018年6月～2020年3月モデル)、「T-Connect エントリー (22)」「T-Connect スタンダード (22)」向け)

旧		新	
業務受託者の名称・連絡先	T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。	業務受託者の名称・連絡先	T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、SMS またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。

旧	新
<p>第9条 （警備員の派遣）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備員の派遣は、対象サービス契約者等のみが利用できます。</li> <li>2. TC は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと対象サービス契約者等が判断した場合で、対象サービス契約者等から警備員の派遣要請を受けたときには、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警備員は、TC の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、本サービス利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出勤してから 1 時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。</li> <li>(2) 対象サービス契約者等が TC 所定の方法によって 1 時間を超える巡回を要請した場合、TC は、警備員に対して、さらに、対象サービス契約者等が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1 時間を超える巡回については別途費用が発生し、対象サービス契約者等がその支払義務を負います。</li> <li>(3) 対象サービス契約者等は、警備員の巡回の際し、TC の要請があった場合、巡回に同行する等の協力をするものとします。</li> <li>(4) 対象サービス契約者等が巡回に同行する際に要する費用については、対象サービス契約者等の自己負担とします。</li> <li>(5) 対象サービス契約者等による巡回の同行については、対象サービス契約者等の責任に基づいて実施されるものです。同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社（次条にて定義します）および警備員ならびに TC は、対象サービス契約者等に何らの責任も負いません。</li> <li>(6) TC は、対象サービス契約者等に対して、第(1)号および第(2)号の巡回の結果（本サービス利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話等 TC 所定の連絡方法にて通知します。</li> </ol> </li> <li>3. 前項第(1)号および第(2)号の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとして TC が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。</li> </ol>	<p>第9条 （警備員の派遣）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備員の派遣は、対象サービス契約者等のみが利用できます。</li> <li>2. TC は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと対象サービス契約者等またはアラーム通知連絡に応答した者が判断した場合で、対象サービス契約者等または当該応答者から警備員の派遣要請を受けたときには、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の各号に定める業務（以下、「警備員派遣業務」といいます）を行います。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警備員は、TC の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、本サービス利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出勤してから 1 時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。</li> <li>(2) 対象サービス契約者等が TC 所定の方法によって 1 時間を超える巡回を要請した場合、TC は、警備員に対して、さらに、対象サービス契約者等が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1 時間を超える巡回については別途費用が発生し、対象サービス契約者等がその支払義務を負います。</li> <li>(3) 対象サービス契約者等は、警備員の巡回の際し、TC の要請があった場合、巡回に同行する等の協力をするものとします。</li> <li>(4) 対象サービス契約者等が巡回に同行する際に要する費用については、対象サービス契約者等の自己負担とします。</li> <li>(5) 対象サービス契約者等による巡回の同行については、対象サービス契約者等の責任に基づいて実施されるものです。同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社（次条にて定義します）および警備員ならびに TC は、対象サービス契約者等に何らの責任も負いません。</li> <li>(6) TC は、対象サービス契約者等に対して、第(1)号および第(2)号の巡回の結果（本サービス利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話等 TC 所定の連絡方法にて通知します。</li> </ol> </li> <li>3. TC は、盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、対象サービス契約者等から本サービス利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TC に対し当</li> </ol>

## マイカーサーチ Plus 利用規約

旧	新
<p>4. 第2項第(1)号および第(2)号の業務におけるTCの契約上の義務は、第2項第(6)号の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第2項第(6)号の業務において、理由の如何を問わず、TC所定の方法による対象サービス契約者等に対する連絡が奏功しない場合は、TCが対象サービス契約者等に対して連絡を試みた時点をもってTCの契約上の義務は終了するものとします。</p> <p>5. 本サービス利用車両が発見できない場合、本サービス利用車両が棄損した場合等について、TCは対象サービス契約者等に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。</p> <p>6. 警備員の派遣業務は、TCが、本サービス利用車両の捜索を行うのみであり、発見した本サービス利用車両を警備するものではありません。</p> <p>7. 前各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員の派遣業務の対象外とします。</p> <p>(1) 車載機およびDCMから送信される位置情報の検索が不可能な場合</p> <p>(2) TCが、車載機およびDCMから送信される位置情報に基づき、本サービス利用車両の停車時間が10分未満であると判断する場合</p> <p>(3) 山間部、離島、高速道路上その他警備会社が対応できない地域に本サービス利用車両が存在する場合</p> <p>(4) 対象サービス契約者等が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請しているとTCが判断する場合</p> <p>(5) T-Connect利用規約またはマイカーサーチPlus利用規約の他の規定に定める事由により本サービスの全部または一部を提供することができないことに起因して、TCが警備員の派遣を困難と判断する場合。</p>	<p>該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、対象サービス契約者等から警備員の派遣要請を受けたときには、TC所定の警備会社の警備員を車載機およびDCMから送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、前項に定める警備員派遣業務を行います。</p> <p>4. 前二項に定める警備員派遣業務のうち、第2項第(1)号および第(2)号の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとしてTCが判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。</p> <p>5. 第2項及び第3項に定める警備員派遣業務のうち、第2項第(1)号および第(2)号の業務におけるTCの契約上の義務は、第2項第(6)号の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第2項第(6)号の業務において、理由の如何を問わず、TC所定の方法による対象サービス契約者等に対する連絡が奏功しない場合は、TCが対象サービス契約者等に対して連絡を試みた時点をもってTCの契約上の義務は終了するものとします。</p> <p>6. 本サービス利用車両が発見できない場合、本サービス利用車両が棄損した場合等について、TCは対象サービス契約者等に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。</p> <p>7. 警備員派遣業務は、TCが、本サービス利用車両の捜索を行うのみであり、発見した本サービス利用車両を警備するものではありません。</p> <p>8. 前各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員派遣業務の対象外とします。</p> <p>(1) 車載機およびDCMから送信される位置情報の検索が不可能な場合</p> <p>(2) TCが、車載機およびDCMから送信される位置情報に基づき、本サービス利用車両の停車時間が10分未満であると判断する場合</p> <p>(3) 山間部、離島、高速道路上その他警備会社が対応できない地域に本サービス利用車両が存在する場合</p> <p>(4) 対象サービス契約者等が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請しているとTCが判断する場合</p> <p>(5) T-Connect利用規約またはマイカーサーチPlus利用規約その他の規定に定める事由により本サービスの全部または一部を提供することができないこと</p>

マイカーサーチ Plus 利用規約

旧	新
	に起因して、TC が警備員の派遣を困難と判断する場合

地上デジタル TV の有効化に関する約款(新旧表)

旧	新
<p>第1条（定義）</p> <p>本約款において、次の用語は、次の意味を有するものとします。</p> <p>(1) 本機能 利用車載機（次号）に搭載されている地上デジタル TV の機能をいいます。</p> <p>(2) 利用車載機 本機能が搭載された TC 所定の車載機（本条第 14 号）であって、お客様が、本サービス（次号）の申込時に特定した車両に搭載された車載機をいいます。ただし、利用車載機は、T-Connect 利用契約（本条第 5 号）が成立している車両に搭載されている必要があります。また、お客様において、本機能を有効化できる権利、権原を有している必要があります。</p> <p>(3) 本サービス 無効化されている本機能を、TC が、利用車載機の通信機、通信回線を利用して、有効化するサービスをいいます。</p> <p>(4) T-Connect TC および TMC（本条第 7 号）が、自らまたは第三者と提携等して、T-Connect の名称のもとで、日本国内において提供する、自動車向け情報通信サービスをいいます。</p> <p>(5) T-Connect 利用契約 T-Connect の利用に関して、お客様ならびに TC および TMC（本条第 7 号）との間で成立する利用契約をいいます。</p> <p>(6) 本件契約 本サービスに関して、お客様と TC との間で、本約款に基づき成立する契約をいいます。</p> <p>(7) TMC トヨタ自動車株式会社をいいます。</p> <p>(8) 販売店 TMC よりトヨタブランドの車両の販売を許諾された販売店をいいます。</p> <p>(9) リース店 TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（株式</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>本約款において、次の用語は、次の意味を有するものとします。</p> <p>(1) 本機能 利用車載機（次号）に搭載されている地上デジタル TV の機能をいいます。</p> <p>(2) 利用車載機 本機能が搭載された TC 所定の車載機（本条第 15 号）であって、お客様が、本サービス（次号）の申込時に特定した車両に搭載された車載機をいいます。ただし、利用車載機は、T-Connect 利用契約（本条第 6 号）が成立している車両に搭載されている必要があります。また、お客様において、本機能を有効化できる権利、権原を有している必要があります。</p> <p>(3) 本サービス 無効化されている本機能を、TC が、利用車載機の通信機、通信回線を利用して、有効化するサービスをいいます。</p> <p>(4) ランドクルーザー“FJ”向けサービス ランドクルーザー“FJ”（地上デジタルテレビアンテナ装着車両に限ります）に対して提供される本サービスをいいます。</p> <p>(5) T-Connect TC および TMC（本条第 8 号）が、自らまたは第三者と提携等して、T-Connect の名称のもとで、日本国内において提供する、自動車向け情報通信サービスをいいます。</p> <p>(6) T-Connect 利用契約 T-Connect の利用に関して、お客様ならびに TC および TMC（本条第 8 号）との間で成立する利用契約をいいます。</p> <p>(7) 本件契約 本サービスに関して、お客様と TC との間で、本約款に基づき成立する契約をいいます。</p> <p>(8) TMC トヨタ自動車株式会社をいいます。</p> <p>(9) 販売店</p>

地上デジタル TV の有効化に関する約款(新旧表)

旧	新
<p>会社 KINTO を除きます)。                      (10) リース車両                      リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます (KINTO 車両を除きます)。                      (11) 法人管理契約                      リース車両に対する本件契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた法人管理契約約款に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます(2023年10月31日以前に締結された法人管理契約を除きます)。                      (12) 本件料金                      本サービスの対価としてお客様が TC に支払う料金をいいます。                      (13) メール                      電子メールをいいます。                      (14) 車載機                      カーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect が利用できるものをいいます。詳細は、こちら (<a href="https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html">https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html</a>) で確認できます。                      (15) 情報通信端末                      携帯電話、パソコン、スマートフォンその他 TC 所定の情報通信端末 (DCM を含みません) をいいます。動作確認済の情報通信端末については、こちら (<a href="https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html">https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html</a>) で確認できます。                      (16) DCM                      トヨタブランドの車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。                      (17) 通信機                      情報通信端末および DCM をいいます。                      (18) TOYOTA Wallet                      トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォン向け決済サービス「TOYOTA Wallet」をいいます。                      (19) TS CUBIC</p>	<p>TMC よりトヨタブランドの車両の販売を許諾された販売店をいいます。                      (10) リース店                      TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます (株式会社 KINTO を除きます)。                      (11) リース車両                      リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます (KINTO 車両を除きます)。                      (12) 法人管理契約                      リース車両に対する本件契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた法人管理契約約款に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます(2023年10月31日以前に締結された法人管理契約を除きます)。                      (13) 本件料金                      本サービスの対価としてお客様が TC に支払う料金をいいます。                      (14) メール                      電子メールをいいます。                      (15) 車載機                      カーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect が利用できるものをいいます。詳細は、こちら (<a href="https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html">https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html</a>) で確認できます。                      (16) 情報通信端末                      携帯電話、パソコン、スマートフォンその他 TC 所定の情報通信端末 (DCM を含みません) をいいます。動作確認済の情報通信端末については、こちら (<a href="https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html">https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html</a>) で確認できます。                      (17) DCM                      トヨタブランドの車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。                      (18) 通信機                      情報通信端末および DCM をいいます。                      (19) TOYOTA Wallet</p>

地上デジタルTVの有効化に関する約款(新旧表)

旧	新
<p>トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供する決済サービス「TS CUBIC」をいいます。</p>	<p>トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォン向け決済サービス「TOYOTA Wallet」をいいます。</p> <p>(20)TS CUBIC</p> <p>トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供する決済サービス「TS CUBIC」をいいます。</p>
<p>第6条（免責）</p> <p>1. 本サービスは、利用車載機に搭載された本機能を有効化することを内容とするものであり、本機能そのものまたは本機能を通じて提供されるサービス等の有無、内容、品質その他について、TC は保証するものではなく、一切の責任を負いません。また、お客様が、本機能を利用するにあたって必要な第三者との契約等については、お客様が自己の責任と費用をもって契約を締結等するものとし、TC は、お客様と第三者との契約関係の有無および内容について一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. TC は、TC の責めに帰すべからざる事由（次の各号を含みますが、これらに限られません）により本サービスの全部もしくは一部を提供できず、または本サービスの提供結果が不完全の場合であっても、TC は、一切責任を負わないものとします。</p> <p>かかる事由がお客様の責めに帰すべからざる事由による場合、既にお客様から本件料金としてTC が受領した金員について、TC は、お客様からの請求により、お客様に返還するものとします。</p> <p>(1) 火災、停電等の事故、地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合</p> <p>(2) 通信サービスが停止された場合または車載機、情報通信端末もしくはDCM の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合その他運用上または技術上本サービスの提供ができなくなった場合</p> <p>(3) お客様から提供を受けた情報に正確性、十分性、最新性その他の問題がある場合</p> <p>(4) 利用車載機、情報通信端末、DCM その他周辺機器に故障、損壊、不具合等がある場合</p>	<p>第6条（免責）</p> <p>1. 本サービスは、利用車載機に搭載された本機能を有効化することを内容とするものであり、本機能そのものまたは本機能を通じて提供されるサービス等の有無、内容、品質その他について、TC は保証するものではなく、一切の責任を負いません。また、お客様が、本機能を利用するにあたって必要な第三者との契約等については、お客様が自己の責任と費用をもって契約を締結等するものとし、TC は、お客様と第三者との契約関係の有無および内容について一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. TC は、TC の責めに帰すべからざる事由（次の各号を含みますが、これらに限られません）により本サービスの全部もしくは一部を提供できず、または本サービスの提供結果が不完全の場合であっても、TC は、一切責任を負わないものとします。</p> <p>かかる事由がお客様の責めに帰すべからざる事由による場合、既にお客様から本件料金としてTC が受領した金員について、TC は、お客様からの請求により、お客様に返還するものとします。</p> <p>(1) 火災、停電等の事故、地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合</p> <p>(2) 通信サービスが停止された場合または車載機、情報通信端末もしくはDCM の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合その他運用上または技術上本サービスの提供ができなくなった場合</p> <p>(3) お客様から提供を受けた情報に正確性、十分性、最新性その他の問題がある場合</p> <p>(4) 利用車載機、情報通信端末、DCM その他周辺機器に故障、損壊、不具合等がある場合</p>

地上デジタル TV の有効化に関する約款(新旧表)

旧	新
<p>(5) 利用車載機、情報通信端末、DCM その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項が遵守されていない場合</p> <p>(6) 利用車載機が搭載された車両のバッテリー電圧低下または利用車載機、情報通信端末もしくは DCM の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(7) 利用車載機および関連機器が故障、電池切れ、電圧低下、接続不良、劣化、不正使用、不適切な使用その他の理由により、正常に作動しない場合または利用車載機に関連するサービス（本サービスを除く）が正常に提供されない場合</p> <p>(8) 通信サービスが停止または中断した場合その他利用車載機が通信できない状態となった場合</p> <p>3. 万が一、TC が過失により、本約款または本サービスに関連して、お客様に対して損害賠償責任を負う場合、慰謝料および逸失利益は賠償するべき損害に含まないものとし、かつ、その損害賠償額の総額は、本約款末尾記載の本件料金を上限とするものとします。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>	<p>(5) 利用車載機、情報通信端末、DCM その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項が遵守されていない場合</p> <p>(6) 利用車載機が搭載された車両のバッテリー電圧低下または利用車載機、情報通信端末もしくは DCM の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(7) 利用車載機および関連機器が故障、電池切れ、電圧低下、接続不良、劣化、不正使用、不適切な使用その他の理由により、正常に作動しない場合または利用車載機に関連するサービス（本サービスを除く）が正常に提供されない場合</p> <p>(8) 通信サービスが停止または中断した場合その他利用車載機が通信できない状態となった場合</p> <p>3. 万が一、TC が過失により、本約款または本サービスに関連して、お客様に対して損害賠償責任を負う場合、慰謝料および逸失利益は賠償するべき損害に含まないものとし、かつ、その損害賠償額の総額は、33,000 円を上限とするものとします。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>
<p>第 11 条（本件料金の支払い）</p> <p>1. お客様は、本サービスについて、本約款末尾記載のとおり、TC に対し、本件料金を支払うものとします。また、お客様は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。</p> <p>2. お客様は、本機能の利用に伴う通信料、コンテンツ利用料（受信契約に基づく受信料を含むが、これに限られない）その他必要な費用を負担するものとします。</p> <p>3. お客様は、次の各号に定める方法のうち、お客様が指定し TC が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。なお、お客様とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。</p> <p>(1) クレジットカードによる支払い</p> <p>お客様は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき本件料金を支払うものとします。</p>	<p>第 11 条（本件料金の支払い）</p> <p>1. お客様は、本サービスについて、本約款末尾記載のとおり、TC に対し、本件料金を支払うものとします。また、お客様は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。ただし、ランドクルーザー“FJ”向けサービスについては、本件料金は無償とし、お客様は本件料金を支払う必要はないものとします。</p> <p>2. お客様（ランドクルーザー“FJ”向けサービスの提供を受けるお客様を含む）は、本機能の利用に伴う通信料、コンテンツ利用料（受信契約に基づく受信料を含むが、これに限られない）その他必要な費用を負担するものとします。</p> <p>3. お客様（ランドクルーザー“FJ”向けサービスの提供を受けるお客様を除く）は、次の各号に定める方法のうち、お客様が指定し TC が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。なお、お客様とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。</p>

地上デジタル TV の有効化に関する約款(新旧表)

旧	新
<p>TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合またはお客様が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、お客様は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより本件料金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。なお、お客様とクレジットカード会社（クレジットカード以外の方法による支払いを TC が承認した場合には収納代行会社または金融機関等を含む）との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。</p> <p>(2) 預金口座振替による支払い お客様は、TC 所定の申し込みをすることにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。なお、預金口座振替による支払いを選択した場合、TC はお客様に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、お客様はこれを承諾します。</p> <p>(3) 指定口座振込による支払い お客様が法人である場合、かつ、TC がお客様からの申し込みを認めた場合、お客様は、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。 なお、クレジットカードによる支払いができない等の事情により TC がお客様に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、お客様は、TC の発行する振込依頼書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。</p> <p>(4) TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い お客様は、本サービスの申込時に特定した車両および本サービスの申し込み方法等が TC 所定の条件に該当する場合、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（ただし後払い型の TS CUBIC に限り）が定める条件に基づき TOYOTA Wallet による支払いができるものとします。</p> <p>4. お客様が指定口座振込による支払いを行う場合において、お客様の支払っ</p>	<p>(1) クレジットカードによる支払い お客様は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき本件料金を支払うものとします。 TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合またはお客様が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、お客様は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより本件料金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。なお、お客様とクレジットカード会社（クレジットカード以外の方法による支払いを TC が承認した場合には収納代行会社または金融機関等を含む）との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。</p> <p>(2) 預金口座振替による支払い お客様は、TC 所定の申し込みをすることにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。なお、預金口座振替による支払いを選択した場合、TC はお客様に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、お客様はこれを承諾します。</p> <p>(3) 指定口座振込による支払い お客様が法人である場合、かつ、TC がお客様からの申し込みを認めた場合、お客様は、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。 なお、クレジットカードによる支払いができない等の事情により TC がお客様に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、お客様は、TC の発行する振込依頼書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。</p> <p>(4) TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い お客様は、本サービスの申込時に特定した車両および本サービスの申込方法等</p>

地上デジタル TV の有効化に関する約款(新旧表)

旧	新
<p>た金額が本件料金およびTCとお客様との取引に基づき TC に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、TC が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。</p>	<p>が TC 所定の条件に該当する場合、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき TOYOTAwallet (ただし後払い型の TS CUBIC に限ります) による支払いができるものとします。</p> <p>4. お客様が指定口座振込による支払いを行う場合において、お客様の支払った金額が本件料金およびTCとお客様との取引に基づき TC に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、TC が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。</p>
<p>本件料金</p> <p>1 本件料金の額 (消費税込み)</p> <p>33,000 円</p> <p>※TV・オペレーター付 T-Connect ナビキットをご購入のお客様につきましては、TV・オペレーター付 T-Connect ナビキット販売価格に含まれておりますので、別途のお支払いは必要ありません。</p> <p>※法人管理契約を締結しているお客様につきましては、リース契約の利用料に本サービスの対価が含まれておりますので、別途のお支払いは必要ありません。</p> <p>2 消費税</p> <p>消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本件料金</p> <p>1 本件料金の額 (消費税込み)</p> <p>33,000 円</p> <p>※以下をご購入のお客様については、販売価格に本件料金が含まれているため、別途料金をお支払いいただく必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TV・オペレーター付 T-Connect ナビキット</li> <li>・ランドクルーザー “FJ” 向け地上デジタルテレビアンテナ</li> </ul> <p>※法人管理契約を締結しているお客様については、リース契約の利用料に本件料金が含まれているため、別途料金をお支払いいただく必要はありません。</p> <p>2 消費税</p> <p>消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>